

欧洲の著作権法に関する一状況 — 欧州著作権コードを中心に —

立教大学法学部
上野 達弘

I はじめに

II 欧州指令 (Directives)

- ・コンピュータ・プログラム指令 (91/250/EEC)
- ・貸与権指令 (92/100/EEC)
- ・衛星放送指令 (93/83/EEC)
- ・保護期間指令 (93/98/EEC) (改正 2011/77/EU)
- ・データベース指令 (96/9/EC)
- ・情報社会指令 (2001/29/EC)
- ・追及権指令 (2001/84/EC)
- ・孤児著作物指令 (2012/28/EU)

III 欧州著作権コード (European Copyright Code)¹

1 背景と形式

2 内容²

- (1) 著作物 (第1章)
- (2) 著作者・権利帰属 (第2章)
- (3) 著作者人格権 (第3章)
- (4) 財産権 (第4章)
- (5) 権利制限 (第5章)

¹ 上野達弘「ヨーロッパにおける著作権リפורーム—欧洲著作権コードを中心に—」著作権研究39号（2013年・近刊）参照。」

² <http://www.copyrightcode.eu/>

IV 考 察

1 創作者主義³

2 著作権契約法⁴

- ・ドイツ著作権法改正（2002年）
- ・オランダ著作権法改正法案（2012年）

3 権利制限 & 報酬請求権・私的複製補償金制度⁵

³ 上野達弘「国際社会における日本の著作権法—クリエイタ指向アプローチの可能性—」コピライト613号2頁（2012年）も参照。

⁴ 上野・前掲注（3）12頁以下参照。

⁵ 上野・前掲注（3）18頁以下参照。



欧洲著作権コード

European Copyright Code

《仮訳》

2010年4月

www.copyrightcode.eu

Wittem Group

起草委員会

Prof. Lionel Bently, Centre of Intellectual Property and Information Law,
University of Cambridge; Emmanuel College, Cambridge

Prof. Thomas Dreier, Institut für Informations- und Wirtschaftsrecht, Zentrum
für angewandte Rechtswissenschaft, Karlsruhe Institute of Technology (KIT)

Prof. Reto Hilty, Max Planck Institute for Intellectual Property, Competition and
Tax Law, Munich

Prof. P. Bernt Hogenholtz, Instituut voor Informatierecht, Universiteit van
Amsterdam

Prof. Antoon Quaedvlieg, Radboud Universiteit Nijmegen

Prof. Alain Strowel, Facultés universitaires Saint-Louis, Bruxelles

Prof. Dirk Visser, Universiteit Leiden

顧問

Prof. Jon Bing, Institutt for rettsinformatikk, Universitetet i Oslo

Prof. Robert Clark, University College Dublin

Prof. Frank Gotzen, Centrum voor Intellectuele rechten, Katholieke Universiteit
Leuven

Prof. Ejan Mackaay, Université de Montréal

Prof. Marco Ricolfi, Università degli Studi di Torino

Prof. Elzbieta Traple, Uniwersytet Jagiellonski w Krakowie

Prof. Michel Vivant, Université Montpellier 1

Prof. Raquel Xalabarder, Universitat Oberta de Catalunya

はじめに

欧洲著作権コードは、ヨーロッパ著作権法の発展に関心を有するEU諸国の学者たちの共同研究である Wittem プロジェクト(2002年発足)の成果として、2010年4月26日付で公表されたものである。このプロジェクトは、オランダの3つの大学（Radboud University of Nijmegen, University of Amsterdam and Leiden University）によって行われた国際ネットワークプログラムにルーツを有するものであり、政府資金によるオランダ ITeR プログラムから支援を受けている。

Wittem グループおよびコードの目的は、ヨーロッパ著作権法の透明性と一貫性を高めようすることにある。ヨーロッパレベルにおける著作権法制定のプロセスが透明性を欠いており、アカデミアの声に耳を貸さないことが余りにも多かったというのが、本グループのメンバーが共有している懸念である。そこで、本グループは、法学者によって起草される欧洲著作権コードが、将来におけるヨーロッパレベルの著作権法のハーモナイゼーションや統一のためのモデルないしレフアレンツツールとして役に立つものと信じている。ただ、本グループは、統一化されたヨーロッパ法枠組みの導入が望ましいという立場を取っているわけではない。

本コードは、7名のメンバーからなる起草委員会によって起草された。各章は、以下のような1名または2名の委員によって作成された。Prof. Quaedvlieg(第1章著作物)、Prof. Hugenholtz(第2章:著作者および権利者)、Prof. Strowel(第3章:著作者人格権)、Prof. Visser(第4章:財産権)、Prof. Dreier および Prof. Hilty(第5章:制限)である。

注釈メモを伴った草案の各章は、いずれも Wittem 顧問委員会のメンバーやその都度招かれた専門家とともに全体会合の場で議論されたものである。これらの全体会合の議事は、各章の第2版に取り込まれ、その後、起草委員会によって推敲の上で最終統合版にまとめられた。なお、顧問委員会および専門家たちとの議論は最終成果に大きな影響を与えたが、起草委員会のみが本コードの責任を負うものである。

本コードは、立法例の形で起草されているため、共通原則(common principles)によく見られる以上に詳細ではあるが、それでも網羅的なものではない。本コードは、著作権に関するいかなる法典にも存在する主たる要素群のみに集

中している。すなわち、著作権の目的物(第1章)、著作者と権利帰属(第2章)、著作者人格権(第3章)、財産権(第4章)そして権利制限(第5章)である。したがって、このコードは、例えば、公貸権や追及権に関する報酬請求権を扱っていないし、技術的保護手段の法的保護についても扱っていない。さらに、本コードは、著作権に関する法的責任や執行のルールについても、また著作隣接権やデータベースに関する権利についても触れていない。

本コードは、EU著作権法を白紙から成文法化しなおすというものではない。ヨーロッパ著作権法は、EUとその加盟国の国際公約の範囲内で機能するしかないとため、本コードは、ベルヌ条約およびTRIPS協定の実質的規範を考慮に入れたものとなっている。また、本グループのメンバーは、1991年以降ヨーロッパの立法府がこの領域において作り上げてきた7つの指令における共同体の総体系(*アキ・コミュノテール:acquis communautaire*)を無視することは困難であると認識するに至った。ただ、本コードがときにはその総体系を逸脱し、それがために、指令が定める規範の単なるリストメントや法典化にとどまらない可能性もある。

文芸、美術または学術の分野に属する著作物の創出と普及を促進することによって公益に資する一方で、クリエイタの人格的および財産的利益を保護する透明性と一貫性のある著作権法のボディを作り上げることに、この欧洲著作権コードが貢献することを、Wittem グループのメンバー一同希望している。

2010年4月26日

第1章 著作物

第1-1条 著作物

第1-2条 保護されない著作物

第2章 著作者および権利帰属

第2-1条 著作者

第2-2条 著作者人格権

第2-3条 財産権

第2-4条 制 約

第2-5条 職務上作成された著作物

第2-6条 委託に基づき作成された著作物

第3章 著作者人格権

第3-1条 一 般

第3-2条 公表権

第3-3条 氏名表示権

第3-4条 同一性保持権

第3-5条 同 意

第3-6条 第三者の利益

第4章 財産権

第4-1条 一 般

第4-2条 複製権

第4-3条 頒布権

第4-4条 貸与権

第4-5条 公衆伝達権

第4-6条 二次的創作権

第5章 権利制限

第5-1条 経済的意味が軽微な利用

第5-2条 表現および情報の自由のための利用

第5-3条 社会的、政治的および文化的目的を促進するための利用

第5-4条 競争を促進させる目的の利用

第5-5条 その他の権利制限

第5-6条 著作者人格権との関係

第5-7条 報酬の徴収および額

第5-8条 技術的手段に優先する権利制限

前 文

Wittem グループは、

- 著作権保護を受ける著作物のための十分に機能的なEU市場を打ち立てることは、加盟国間の情報提供およびエンタテインメントサービスのための基本手段であるインターネットによって特に必要性が高まっているものであり、そのためには、コモンローとシビルロー、そしてコピーライトとオーサーズライトの伝統を統合し、これを反映した著作権に関する共通のルールをEUに設けることが求められているということ
 - これまでの20年間にわたるハーモナイゼーションというのは、EU加盟国における著作権法の特定の側面に関する部分的なハーモナイゼーションしかもたらしてこなされたこと
 - EUにおいてハーモナイスされた著作権に関するルールは、その一貫性および透明性において改善されるべきであること
 - EUにおける著作権法は、表現および情報の自由や競争の自由を含めたヨーロッパ法上の価値および中核的な原理を反映すべきであること
- を考慮し、
- EUにおける著作権保護は、文芸、美術および学術の分野に属する著作物の創出と普及を促進することによる公益に留意しつつ、著作物に対する限られた期間の限られた排他権をクリエイタに与えることによって、クリエイタの人格的および財産的利益を保護する必要性について、その正当性と限界を見出していること
 - 著作権立法は、著作物に関する著作者と権利者の利益を保護することと、その著作物にアクセスし、その上に築かれ、これを利用する自由を確保することとの理想的なバランスを実現すべきであること
 - 急速な技術発展によって、将来における著作物の利用様態は予測不能になっており、そのために権利とその制限のシステムにはある程度のフレキシビリティが求められていること

を認識し、

欧州著作権コードを策定することが、ヨーロッパレベルおよび国内レベルにおける将来の立法にとって重要なレファレンスツールとして役立ち得ることを信じ、

特にベルヌ条約、TRIPS協定およびWIPO著作権条約のように、EUおよびその加盟国によって署名および批准された著作権分野における主要な国際条約における規範や、著作権ならびに関連(隣接)権の領域においてEC指令によってハーモナイズされた標準に留意しつつ、

以下の欧州著作権コードを提案する。

第1章 著作物

第1-1条 著作物

1 著作権は著作物に存する。ここで著作物とは、文芸、美術または学術の分野に属するあらゆる表現であり、その著作者自身による知的創作物であるものをいう。

2 とりわけ以下のものは、本条の意味において、文芸、美術または学術の分野に属するものとみなされる。

(a)書かれまたは話される言葉

(b)音楽作品

(c)劇および振付け

(d)絵画、図形、写真および彫刻

(e)映画

(f)インダストリアルデザインおよび建築デザイン

(g)コンピュータプログラム

(h)編集物およびデータベース

3 以下のものそれ自体は、本条の意味における文芸、美術または学術の分野における表現とはみなされない。

(a)事実、発見、ニュースおよびデータ

(b)アイディアおよび理論

(c)手続、運用方法および数学的概念

第1-2条 保護されない著作物

以下の著作物は著作権による保護を受けないものとする。

(a)国際条約を含め、立法、行政および司法の性格を有する公式文書およびその公式訳

(b)公的機関によって公表される公式文書

第2章 著作者および権利帰属

第2-1条 著作者

著作物の著作者は、その著作物を創作した自然人または自然人グループである。

第2-2条 著作者人格権

1 著作物の著作者は著作者人格権を有する。

2 著作者人格権は譲渡できない。

第2-3条 財産権

1 著作物に対する財産権は、その著作者に原始帰属する。

2 第2-4条の制限に従うことを条件として、著作物に対する財産権は、その全部または一部を、譲渡し、許諾し、および相続できる。

3 著作者が財産権を譲渡した場合であっても、その著作者は、第5-2条から第5-5条までの規定を基準とする相当な割合の報酬を受ける権利を有するものとする。

4 譲渡は書面をもって行わない限り無効である。

第2-4条 制約

著者がその著作物に対する財産権を譲渡し、または排他的許諾を行うことを内容とする契約が、(a)著者の報酬額、(b)地理的範囲、(c)利用態様、(d)権利付与の期間について、適切に特定していない場合、当該権利付与の範囲は、権利付与において想定された目的に従って決定されるものとする。

第2-5条 職務上作成された著作物

著者の雇用主によって課された義務の履行において、または指示に従って創作された著作物の財産権は、別段の定めがない限り、当該雇用主に譲渡されたものとみなされる。

第2-6条 委託に基づき作成された著作物

別段の定めがない限り、著作物の委託者は、当該委託の明示的な目的を実現するために必要な範囲で、当該著作物を利用することができます。

第3章 著作者人格権

第3-1条 一般

著作物に対する著作者人格権は、第3-2条から第3-4条までの規定に定める公表権、氏名表示権および同一性保持権をいう。

第3-2条 公表権

- 1 公表権は、まだ公表されていない著作物について、これを公表するかどうか、そして、どのように公表するかを決定する権利をいう。
- 2 この権利は著作者の生存間存続するものとする。

第3-3条 氏名表示権

- 1 氏名表示権は以下の権利からなる。
 - (a)著作者として確認される権利(その方法を選択する権利を含む)および、著作者の決定によってそうした確認をされないままである権利。
 - (b)著作者がその著作物に付した氏名または肩書きが表示されることを求める権利。
- 2 この権利は、著作者の生存間およびその死後【…】年間存続するものとする。著作者の死後は、相続法における法定相続人がこの権利行使できる。

第3-4条 同一性保持権

- 1 同一性保持権は、あらゆる変更、切除その他の改変または著作物に対するその他の侵害で、自己の名誉または声望を害するおそれのあるものに反対する権利をいう。
- 2 この権利は、著作者の生存間およびその死後【…】年間存続するものとする。著作者の死後は、相続法における法定相続人がこの権利行使できるものとする。

第3-5条 同意

著作者は、その著作者人格権行使しないことに同意できる。

この同意は、その範囲が限定されなければならない、明

確なものでなければならず、かつ、情報が与えられた上で行われなければならない。

第3-6条 第三者の利益

- 1 第3-1条に規定する著作者人格権は、その行使を認めることが、著作者の利益に比して明白に不均衡を生じるほどに第三者の正当な利益を害する場合は、執行されないものとする。
- 2 著作者の死後においては、氏名表示権および同一性保持権の行使は、死亡した著作者の人格を保護する利益および第三者の正当な利益を考慮した上で認められるものとする。

第4章 財産権

第4-1条 一般

- 1 著作物に対する財産権は、第4-2条から4-6条までの規定に定めるように、その著作物の全部または一部を、複製、頒布、貸与、公衆伝達および二次的創作することを禁止または許諾する排他的権利をいう。
- 2 財産権は、著作者の死後【…】年の経過により消滅する。

第4-2条 複製権

複製権は、あらゆる方法と形式により著作物を複製する権利をいい、一時的複製についてもそれが独立した経済的意味を持つ限り含まれる。

第4-3条 頒布権

- 1 頒布権は、著作物の原作品または複製物を公衆に頒布する権利をいう。
- 2 頒布権は、著作権者またはその同意を得た者によって市場に置かれた原作品または複製物の頒布には及ばない。

第4-4条 貸与権

- 1 貸与権は、著作物の原作品または複製物を一定期間使用させるために営利目的で提供する権利をいう。
- 2 貸与権は、建築物および応用美術の著作物の貸与には及ばない。

第4ー5条 公衆伝達権

1 公衆伝達権は著作物を公衆に伝達する権利をいい、著作物の公の演奏、放送、および公衆の構成員が個別に選択した場所および時間において著作物にアクセスできるようにする方法での公衆への伝達を含むが、これに限られるものではない。

2 著作物の伝達は、それが多数の者のために行われる場合は、公衆に対するものとみなす。ただし、それらの者に人的結合関係がある場合を除く。

第4ー6条 二次的創作権

二次的創作権は、著作物を、翻案、翻訳、編曲またはその他の方法により変更する権利をいう。

第5章 権利制限

第5ー1条 経済的意味が軽微な利用

経済的意味が軽微な以下の利用は、無断で、かつ報酬を支払うことなく許容される。

1 著作物の使用権原を有する者が、その使用のために必要な限りにおいてバックアップコピーを作成すること

2 別のものにおける著作物の付隨的挿入(incidental inclusion)

3 装置の展示または修理、もしくは著作物の原作品または複製物の修復に伴う利用

第5ー2条 表現および情報の自由のための利用

1 表現および情報の自由のために行われる以下の利用は、その目的上正当な範囲において、無断で、かつ報酬を支払うことなく許容される。

(a)時事の事件の報道を目的とする著作物の利用

(b)最新の経済的、政治的または宗教的な話題に関する公表された記事またはメディアによって放送される同様の著作物の利用。ただし、これらの利用が明示的に禁止されていない場合に限る。

(c)建築の著作物または彫刻の著作物で公共の場所に恒常に設置されたものの利用

(d)適法に公表された著作物の引用による利用

(e)カリカチュア、パロディまたはパステイシュを目的とする

利用

2 表現および情報の自由のために行われる以下の利用は、その目的上正当な範囲において、無断で、ただし報酬の支払いを伴うことによってのみ許容される。

(a)ある組織内の内部レポートの目的で行われる個々の記事の利用

(b)学術研究の目的で行われる利用

第5ー3条 社会的、政治的および文化的目的を促進するための利用

1 社会的、政治的および文化的目的を促進するための以下の利用は、その目的上正当な範囲において、無断で、かつ報酬を支払うことなく許容される。

(a)障害者の福祉のための利用で、それが障害に直接関わり、かつ商業的性質を有しないもの

(b)行政、立法または司法の手続もしくは公共安全の適切な業務遂行を保障するための利用

(c)公衆が利用可能な図書館、教育機関または美術館もしくはアーカイブによる非商業的な資料保存を目的とする利用

2 社会的、政治的および文化的目的を促進するための以下の利用は、その目的上正当な範囲において、無断で、ただし報酬の支払いを伴うことによってのみ許容される。

(a)自然人による私的使用のための複製。ただし、これに用いられるソースが明らかに侵害物である場合を除く。

(b)教育目的の利用

第5ー4条 競争を促進させる目的の利用

1 競争を促進させる目的の以下の利用は、その目的上正当な範囲において、無断で、かつ報酬を支払うことなく許容される。

(a)適法に市場に置かれた美術の著作物その他の商品の公開の展示または販売を宣伝する目的で行われる利用

(b)情報にアクセスするためのリバース・エンジニアリングの目的で、著作物の使用権限を有する者によって行われる利用

2 ニュース記事、学術的著作物、インダストリアルデザイン、コンピュータプログラムおよびデータベースの利用は、以下の条件をすべて満たす場合、その目的上正当な範囲において、無断で、ただし交渉による報酬の支払いを伴うことによってのみ許容される。

- (i) 派生的市場において競争を行うためにその利用が不可欠であること
- (ii) その著作物の著作権者が、合理的な期間の利用についてのライセンスを拒絶しており、関連市場における競争が排除されるに至っていること
- (iii) その利用が、その著作物の著作権者の正当な利益を不当に害するものではないこと

益を受けるための手段を提供する義務を負う。

- (a) その制限規定の受益者が、保護される著作物に適法にアクセスできること
- (b) 関連する制限規定によって得られる便益にとって必要な程度にまで、その著作物を利用できない状態であること
- (c) 複製可能な数に関して、権利者が適当な手段を採用することが妨げられていないこと

第5-5条 その他の権利制限

その他の利用で、第5-1条から第5-4条第1項までに列挙された利用と同視しうるものは、関連する制限規定の対応要件を満たし、第三者の正当な利益を考慮しつつ、当該利用が当該著作物の通常の利用を妨げず、著作者または権利者の正当な利益を不当に害しない限り、許容される。

第5-6条 著作者人格権との関係

- 1 本章の規定によって利用が許容されることによって、第3-2条に基づく公表権は害されない。
- 2 第5-2条から第5-5条までの規定に従って行われる利用が許容されることによって、第3-3条に基づく氏名表示権は害されない。ただし、そのような氏名表示が合理的にみて可能でない場合はこの限りでない。
- 3 第5-1条から第5-3条および第5-5条までの規定に従って行われる利用が許容されることによって、第3-4条に基づく同一性保持権は害されない。ただし、適用される権利制限規定がそのような変更を許容している場合、または、その変更が合理的にみて複製または伝達の技術に起因する場合はこの限りでない。

第5-7条 報酬の徴収および額

- 1 本章に基づいて与えられるあらゆる報酬は、公正(fair)かつ相当(adequate)なものとする。
- 2 第5-2条第2項および第5-3条第2項に基づく報酬請求権は、管理団体によってのみ行使され得る。

第5-8条 技術的手段に優先する権利制限

著作権保護を受ける著作物の利用が技術的手段によってコントロールされる場合、その権利者は、以下の条件をすべて満たす場合、第5-1条から第5-5条(ただし第5-3条第2項第a号を除く)の規定が定める利用行為によって便